○多可町住宅ローン利子助成事業実施要綱

平成30年３月30日告示第15号

（目的）

第１条　この要綱は、多可町（以下「町」という。）と兵庫県信用組合（以下「組合」という。）との包括地域連携協定に基づき、町内に居住するために、若者・子育て世代が初めて住宅を新築、リフォーム又は購入する場合に、組合の住宅ローン契約による利息相当分を町と組合が支援助成することで、定住者人口の拡大と地域経済の活性化につなげることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

（１）　若者・子育て世代　契約者の年齢が20歳以上50歳未満の者をいう。ただし、18歳未満の子供がいる場合は、60歳未満の者をいう。

（２）　新築　町内に居住するために、若者・子育て世代が初めて住宅を建築する場合をいう。

（３）　リフォーム　町内に居住するために、若者・子育て世代が自ら居住するための住宅を改修する場合をいう。

（４）　購入　町内に居住するために、若者・子育て世代が自ら居住するための住宅を自己の所有物とすることをいう。

（５）　住宅ローン契約　住宅の新築、リフォーム又は購入を目的とした、組合の資金借入契約をいう。

（助成対象者）

第３条　助成対象者は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

（１）　自己の居住の用に供するために新築、リフォーム又は購入する住宅の所有者であること。

（２）　助成を受けようとする者は、当該住宅の新築、リフォーム又は購入について町の他の規程による助成を受けない、又は受けようとしない者であること。

（３）　市町村税等の滞納がないこと。

（助成対象経費）

第４条　助成金の交付対象となる住宅ローン契約は、町内に住宅を新築、リフォーム又は購入する場合に、組合から借入金額3,000万円を上限として、平成30年４月１日から令和10年３月31日までの10年間のうちに契約したもので、１契約限りとする。

２　土地のみを購入する場合は、助成の対象外とする。

（助成金の交付期間及び交付額）

第５条　助成金の交付期間は、組合が発行する返済予定表に基づいて助成対象者が組合への償還を開始した月から令和14年３月31日までの60月以内（以下「助成金交付期間」という。）とする。

２　助成金の交付額は、組合が発行する返済予定表の貸付利率に対して、年利率0.5％に相当する額とし、助成金交付期間中、毎年４月１日から翌年３月31日までの間に助成対象者が組合に支払った利子の合計額に対して、年度ごとに交付するものとする。ただし、円未満は切り捨てるものとする。

（助成金の交付申請）

第６条　申請者は、住宅ローン契約締結後、助成金交付期間中の毎年度末までに次の書類を町長に提出しなければならない。

（１）　多可町住宅ローン利子助成金交付申請書兼請求書（様式第１号）

（２）　住宅ローン契約書の写し（初年度のみ）

（３） 取引明細書
（４） 返済予定表
（５） 建物の所有者が確認できる書類
（６） 市町村税等の滞納がないことを証明する書類
（７） その他、町長が必要と認める書類

（助成金の交付決定等）

第７条 町長は、前条の規定により申請を受けた場合において、当該申請が適当であると認めたときは多可町住宅ローン利子助成金交付決定通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

２ 町長は、前項の規定により通知するにあたり、必要事項を指示することができる。

３ 町長は、第１項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金を交付するものとする。この場合において、助成金の振込先は、組合の返済口座とする。

（交付決定の取消し）

第８条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１） この要綱の規定に違反したとき。
（２） 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
（３） 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

２ 町長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を多可町住宅ローン利子助成金交付決定取消通知書（様式第３号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第９条 町長は、前条第１項の取消しを決定した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

２ 助成金の返還に応じない場合には、法的措置等を講じることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年４月１日から施行し、令和14年３月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成31年３月29日告示第18号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年３月31日告示第45号）

この告示は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月18日告示第22号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年７月23日告示第82号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和８年３月31日告示第25号）

この告示は、令和８年４月１日から施行する。